

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）

「日米安全保障条約」に基づく「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「地位協定」)」は1960年(昭和35年)1月に締結され、同年6月発効。それ以後58年にわたって見直しされることなく、我が国における米軍基地の提供の在り方、米軍と軍人等並びにその家族の法的地位を定める条約として運用されてきた。

この間に冷戦体制は崩壊し、我が国を巡る国際的環境と安全保障政策の大きな変容があったにもかかわらず、本「地位協定」の「米軍に強大な権益を認める」という他国には見ることのない不平等性と不合理性は改善されておらず、その解釈や運用には日米両政府の密約が大きく関わるという状況も続いている。

一時利用も含めれば全国30都道府県に128の施設(面積約980平方キロ)の米軍基地がある。沖縄県内で相次ぐ軍人・軍属による犯罪と軍用機墜落をはじめとした事故もあり、米軍基地が位置する自治体では、住民生活全般への多大な影響と危険を被り続けている。

本来、本「地位協定」は「旧安保条約」に基づく「日米行政協定」を見直し「新安保条約」締結を機に「より対等な関係」をめざして結ばれたはずである。しかし実際は「行政協定」をそのまま引き継ぎ、基地の提供と返還、環境保全・回復、軍人等の刑事責任と家族も含む民事責任など、すべて米側にとって有利に我が国の主権も及ばない特権が密約により保護されているのが現状である。

昨年2月からの陸自木更津駐屯地での米海兵隊オスプレイの定期整備拠点機能の開始、昨年今年と連続した陸自習志野駐屯地での「降下訓練始め」への米軍の参加など本県もこの「地位協定」と無縁ではない。また事故率の高いオスプレイの運用も含めた日米合同訓練も関東圏で頻繁に行われている。

よって、政府においては住民の生命と安全を確保するため、地位協定の運用改善ではなく、抜本的に改定をするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣 あて